

# ○国立大学法人秋田大学契約基準

(平成 21 年 1 月 14 日学長裁定第 152 号)

改正 平成 27 年 4 月 23 日一部改正

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)において物品等の製造、物品の供給、役務の提供その他の契約(工事に関するものを除く。以下同じ)を締結する場合は、国立大学法人秋田大学会計規程(平成 16 年規則第 87 号。以下「会計規程」という。)及び国立大学法人秋田大学会計実施細則(平成 16 年規則第 88 号。以下「会計実施細則」という。)又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この基準の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この基準を適用する契約は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品等の製造に関する契約
- (2) 物品の供給に関する契約
- (3) 役務の提供に関する契約

## 第 2 章 製造請負契約

(製造請負契約基準)

第 3 条 物品等の製造に関する契約(以下「製造請負契約」という。)を結ぶ場合は、契約の履行について別記第一号の製造請負契約基準(以下「製造請負契約基準」という。)を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難しい特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 前項において、特別の事情がある場合には、製造請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。
- 3 この基準により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

(契約書の作成)

第 4 条 製造請負契約の契約書(以下この章中において「契約書」という。)を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請負に付する製造の表示
- (2) 請負代金額
- (3) 製造の引渡場所
- (4) 実施場所
- (5) 着手時期
- (6) 製造完成期限
- (7) 製造完了通知書の送付先

- (8) 請負代金の支払をすべき回数
- (9) 前金払をすべき金額及び時期(前金払をする場合に限る。)
- (10) 請負代金(部分払金及び前払金を含む。)の請求書送付先
- (11) 個人情報の取扱(個人情報を取扱う場合に限る。)
- (12) 契約保証金の額(契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあつては、その旨の表示。)
- (13) 製造請負契約基準によるべき旨の表示
- (14) 契約に関する紛争の処理方法
- (15) 契約書記載外事項の処理方法
- (16) その他製造請負契約に関し必要な事項

### 第3章 物品供給契約

#### (物品供給契約基準)

第5条 物品の供給に関する契約(以下「物品供給契約」という。)を結ぶ場合は、契約の履行について別記第二号の物品供給契約基準(以下「物品供給契約基準」という。)を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 前項において、特別の事情がある場合には、物品供給契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。
- 3 この基準により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

#### (契約書の作成)

第6条 物品供給契約の契約書(以下この章中において「契約書」という。)を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 供給物品の表示
- (2) 代金額
- (3) 納入場所
- (4) 納入期限
- (5) 納品書の送付先
- (6) 代金の支払をすべき回数
- (7) 前金払をすべき金額及び時期(前金払をする場合に限る。)
- (8) 代金(部分払金及び前払金を含む。)の請求書送付先
- (9) 個人情報の取扱(個人情報を取扱う場合に限る。)
- (10) 契約保証金の額(契約保証金を納付しない場合にあつては、その旨の表示。)
- (11) 契約に関する紛争の処理方法
- (12) 物品供給契約基準によるべき旨の表示

- (13) 契約書記載外事項の処理方法
- (14) その他物品供給契約に関し必要な事項

#### 第4章 役務提供契約

(役務提供請負契約基準)

第7条 役務の提供に関する契約(以下「役務提供請負契約」という。)を結ぶ場合は、契約の履行について別記第三号の役務提供請負契約基準(以下「役務提供請負契約基準」という。)を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 前項において、特別の事情がある場合には、役務提供請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。
- 3 この基準により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(契約書の作成)

第8条 役務提供請負契約の契約書(以下この章中において「契約書」という。)を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請負に付する役務の表示
- (2) 請負代金額
- (3) 実施場所
- (4) 着手時期
- (5) 完了期限
- (6) 完了通知書の送付先
- (7) 請負代金の支払をすべき回数
- (8) 前金払をすべき金額及び時期(前金払をする場合に限る。)
- (9) 請負代金(部分払金及び前払金を含む。)の請求書送付先
- (10) 個人情報取扱(個人情報を取扱う場合に限る。)
- (11) 契約保証金の額(契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあっては、その旨の表示。)
- (12) 役務提供請負契約基準によるべき旨の表示
- (13) 契約に関する紛争の処理方法
- (14) 契約書記載外事項の処理方法
- (15) その他役務提供請負契約に関し必要な事項

#### 第5章 雑則

(雑則)

第9条 この基準の施行上必要な事項は、必要に応じて国立大学法人秋田大学学長が定める。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 22 年 1 月 22 日から実施し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 4 月 23 日一部改正)

この基準は、平成 27 年 4 月 23 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別記第一号

製造請負契約基準

[別紙参照]

別記第二号

物品供給契約基準

[別紙参照]

別記第三号

役務提供請負契約基準

[別紙参照]